

## 東金市ふるさと納税返礼品募集要項

### 1 目的

ふるさと納税制度により東金市（以下「本市」という。）へ寄附した者（以下「寄附者」という。）に対して、感謝の意を表するとともに、本市の魅力の発信及び本市内産業の活性化を図るため、寄附者に対してお礼の品又は役務（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

### 2 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、次の要件を全て満たしても、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、登録を行わない。

- (1) 各種法令等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 原則として、本社、支店、事業所、工場、店舗等が市内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団等の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことができること。
- (6) 返礼品の受注後、商品管理、発送、苦情処理等の対応ができること。
- (7) 返礼品の発注、問合せ対応、返礼品代金の精算等について、本市がふるさと納税に関する業務を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）を通じて行うことにして同意すること。なお、委託事業者が変更になった場合も同様の取扱いとする。

### 3 返礼品の要件

次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、次の要件を全て満たしても、本市が適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当するものであること。
- (2) 物品等については、配送に十分耐えるものであり、飲食物の場合においては、原則、返礼品の到着の際に当該返礼品に応じた賞味（消費）期限が保証されていること。
- (3) 役務の提供については、一定の利用期間を設けるものとし、原則、返礼品を提供した日から1年以内の期限を設定とすること。

### 4 申請方法等

- (1) 募集期間

隨時募集を行うものとする。

(2) 事前協議

(3)の申請に当たり、本市又は委託事業者と予め協議するものとする。

(3) 申請方法

協力事業者登録申請書兼変更届（別記様式）に必要事項を記入し、本市財政課へメール、持参又は郵送すること。なお、申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とする。

また、提供しようとする返礼品については、本市と協議の上、別に申請するものとする。

(4) 協力事業者の決定

(3)に基づく申請があった場合は、本市において申請内容を確認するとともに、総務省と返礼品の適合性について協議した上で登録の可否を決定し、申請者に通知する。

## 5 協力事業者の登録内容変更

協力事業者の登録内容を変更する場合は、協力事業者登録申請書兼変更届（別記様式）に、必要事項を記入し、本市財政課へメール、持参又は郵送するものとする。

## 6 費用負担

- (1) 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担する。ただし、大型の返礼品等により送料が高額になる場合や1度の配送で完結しない返礼品等一般的な商品の配送と異なる返礼品の配送は、協議の上、負担者を決定する。
- (2) 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。
- (3) 協力事業者に起因する代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

## 7 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、本市又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。また、協力事業者は、本市又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報を、返礼品の提供に関すること以外の目的に使用してはならない。
- (2) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合、協力事業者は真摯に対応し解決に努め、内容に応じて本市及び委託事業者へ報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負わない。
- (3) 本市は、返礼品が3の(1)～(3)に定める要件を満たさなくなったと認める場合、国が

定めるふるさと納税制度の内容若しくは取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断した場合又は返礼品として選択されることが少ない商品については、返礼品としての登録を取り消すことができる。ただし、直ちに登録を解除しなければ登録解除の目的を達成できなくなるほどの重大な理由がある場合を除き、協力事業者側に対し登録解除前には正期間を与えるものとする。

- (4) 本市は、協力事業者が 2 の(1)～(7)に定める要件に適合しなくなった場合、本要項の定めに違反する行いがあった場合又は本市に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者としての登録を取り消すことができる。ただし、直ちに登録を解除しなければ登録解除の目的を達成できなくなるほどの重大な理由がある場合を除き、協力事業者側に対し登録解除前には正期間を与えるものとする。
- (5) 協力事業者として登録される期間は、決定を受けた日から当該年度の年度末の日までとする。なお、協力事業者の登録取下げ等特段の事由がない限り、翌 4 月 1 日から 1 年間の自動更新をするものとし、その後も同様とする。
- (6) このほか、本要項に定めのない事項については、別途本市と協議の上、決定する。